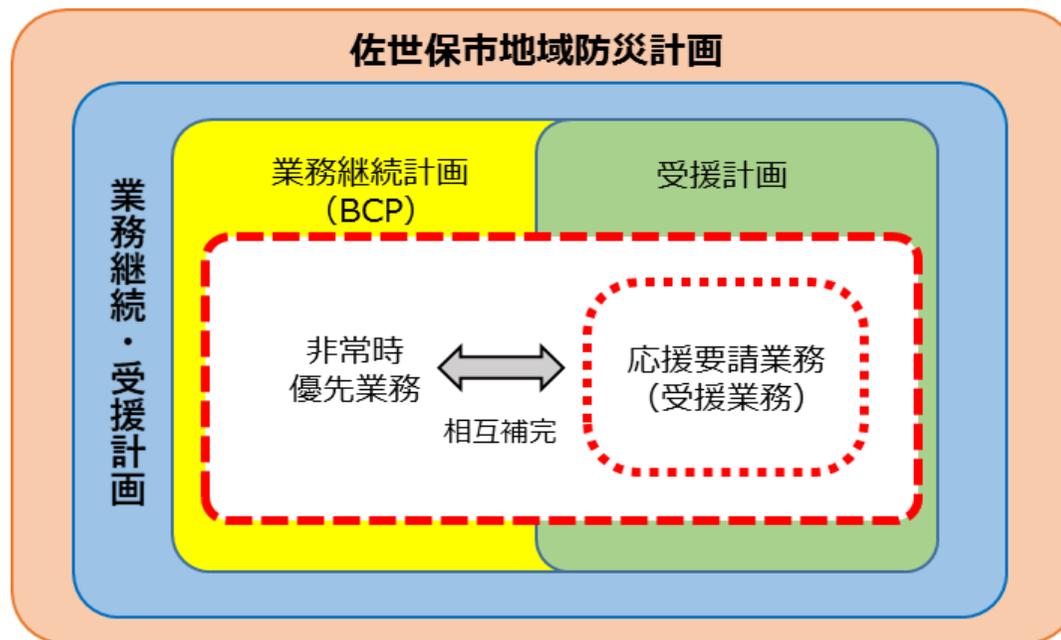


## 総論

### 《項目》

### 《主な記載事項》

- 策定の目的
  - 大規模災害の発生により市の機能が低下する中であっても、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限にすることが求められる。
  - そのために、最低限の行政サービスを維持しながら迅速に災害応急対策業務を開始するとともに、災害時の応援を可及的速やかに利活用を図る方針を定めることで、応援団体の協力を得ながら総力を結集し、早期に市の機能を復旧させることを目的として、「佐世保市業務継続計画・受援計画」を策定。
  
- 計画の位置付け
  - 本計画は、各対策部における業務継続能力の向上と非常時優先業務の整理、受援体制の確立を図ることとし、佐世保市地域防災計画の下位計画として位置付けるものとする。



佐世保市地域防災計画と佐世保市業務継続計画・受援計画の関連性について

# 佐世保市業務継続計画・受援計画（素案）

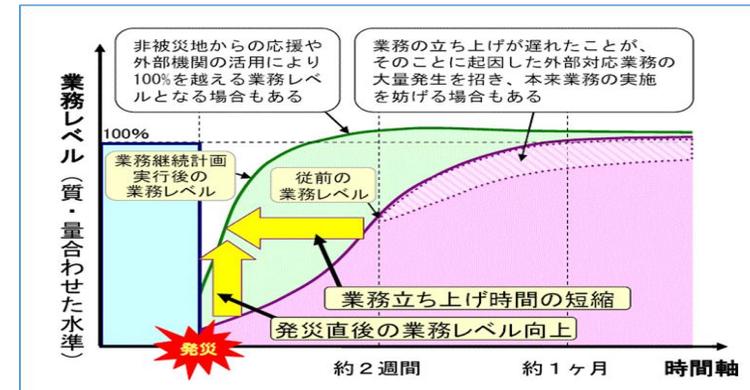
## 第1章 業務継続計画

《項目》

《主な記載事項》

### ○計画の効果

- 行政機能が被害を受け、制約を伴う状況下にあっても、業務が遂行できる体制をあらかじめ検討し、災害時に行うべき対応や業務を明確しておくことで、発災直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、速やかに業務に着手することが可能となる。
- また、被災により制約を受ける業務資源を災害時に行うべき業務に集中的に投入することで、その業務のレベルを向上させることができる。



### ○計画の発動・解除基準

#### (1) 発動基準

市内に震度6弱以上の地震が発生したとき、業務継続計画を自動発動する。また、市内に震度5強以下の地震が発生した場合または市民生活に重大な影響を与える大規模な洪水、土砂災害等が発生した場合で市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたときは、業務継続計画を発動する。

#### (2) 解除

災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに、業務継続計画の解除を宣言する。ただし、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開するものとする。

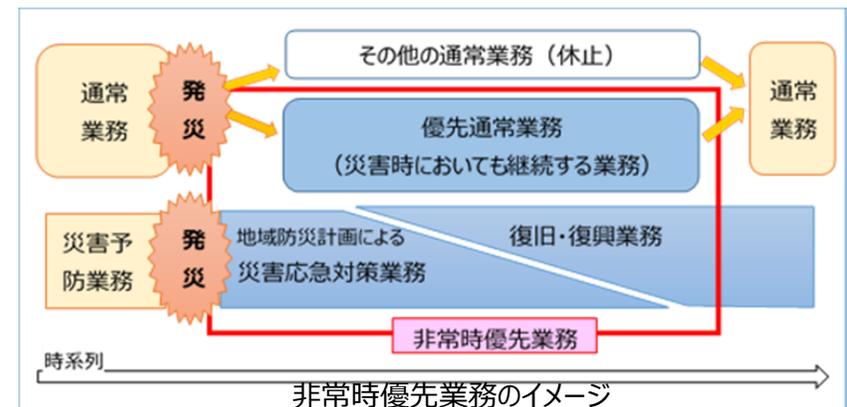
### ○非常時優先業務の範囲

#### (1) 応急対策業務

発災後直ちに実施すべき災害応急対策業務及び復旧・復興業務

#### (2) 優先通常業務

通常業務のうち、災害時においても継続が求められる業務



# 佐世保市業務継続計画・受援計画（素案）

## 第1章 業務継続計画

《項目》

《主な記載事項》

○想定する危機事象

- 非常時優先業務の選定及び必要資源に関する分析と対策の検討を行うにあたって、地域防災計画における風水害、地震災害、津波災害に係る計画想定のうち最大の被害が想定される地震災害を被害の前提とし、市全体の被害及び周辺の被害を想定。

○被害想定

(長崎県地震等防災アセスメント調査)

- 揺れによる建物倒壊（※建物倒壊以外の被害は割愛）

	建物被害	大破棟数	6,006棟	
地震動 (震度6弱－6強)	人的被害	死亡	350人	本市中心部直下の震源による被害想定
		重傷者 (負傷者のうち入院が必要な者)	512人	
		負傷者	3,772人	

○非常時優先業務の選定

- 「非常時優先業務の範囲」を踏まえ、応急対策業務、復旧・復興業務及び通常業務を対象に、発災後のいつの時期までに業務を再開する必要があるか（この時期を以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、早期に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として選定。
  - (1) 対象期間  
非常時優先業務の選定対象とする期間は、発災直後から業務実施環境が概ね回復し通常業務への移行が確立すると考えられる1カ月以内の期間とする
  - (2) 選定基準
    - ア 応急対策業務  
佐世保市災害対策本部規程の分掌事務に規定する全ての応急業務及び復旧業務を選定。
    - イ 優先通常業務  
通常業務のうち、社会機能を維持するために必要な業務、中断した場合に市民生活に多大な影響を与える業務を選定。
    - ウ 業務影響度の分析  
非常時優先業務の開始・再開が遅延する場合に地域社会に重大な影響が発生するまでの期間（目指すべき業務開始目標時間）を時系列ごとに設定。加えて業務の遅れによる影響に係る項目を追加。

# 佐世保市業務継続計画・受援計画（素案）

## 第1章 業務継続計画

《項目》

《主な記載事項》

### ○参集職員の想定

#### 【参集の条件】

- ① 業務継続が困難な条件のもとで検討を行うため、勤務時間外に発災したと想定し、職員は自宅からの参集とする。
- ② 想定地震（震度6弱－6強）が発生した場合、佐世保市地域防災計画第3編第2章第1節「組織動員計画」に基づき、全ての職員が参集対象となる。

#### 【佐世保市地域防災計画第3編第2章第1節 組織動員計画】

##### 7 災害対策本部の配備体制

本部は本部長の指令により、次の配備区分にしたがい、職員を配備し活動する。

配備区分	配備基準	配備内容	配備要員
第3配備	(1) 大災害が発生し、または大災害が予想される場合 (2) 震度6弱以上の地震が発生した場合	全職員を配備し、本部の全活動にあたる。	全職員

##### 8 職員の動員指令

(1) 略

(2) 指示によらない参集

- ◆ 職員は勤務時間外、休日において、災害の発生を知ったとき若しくは災害対策本部の設置を知ったときは、指示を待つことなく、速やかに指定された場所に自主参集しなければならない。
- ◆ ただし、交通機関の不通、通行不能などにより、指定された場所へ参集できない場合は、最寄りの各地区災害対策本部又は本庁へ参集しなければならない。

# 佐世保市業務継続計画・受援計画（素案）

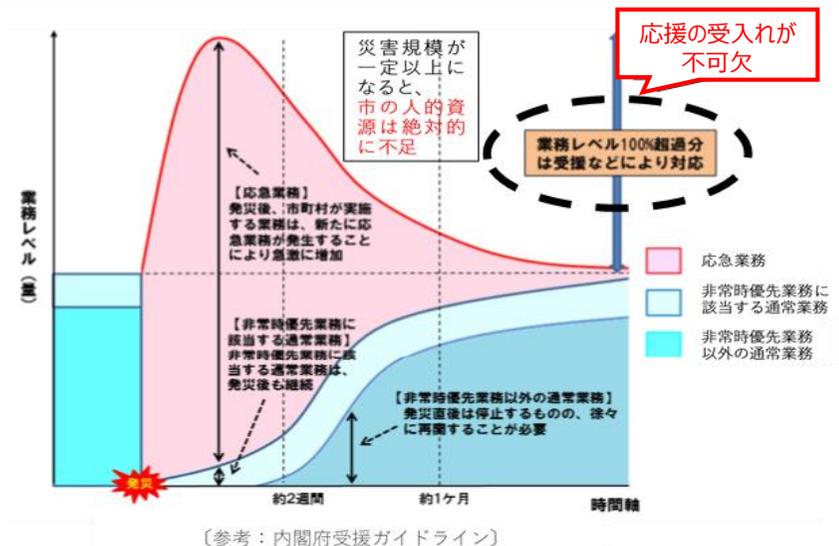
## 第2章 受援計画

### 《項目》

### 《主な記載事項》

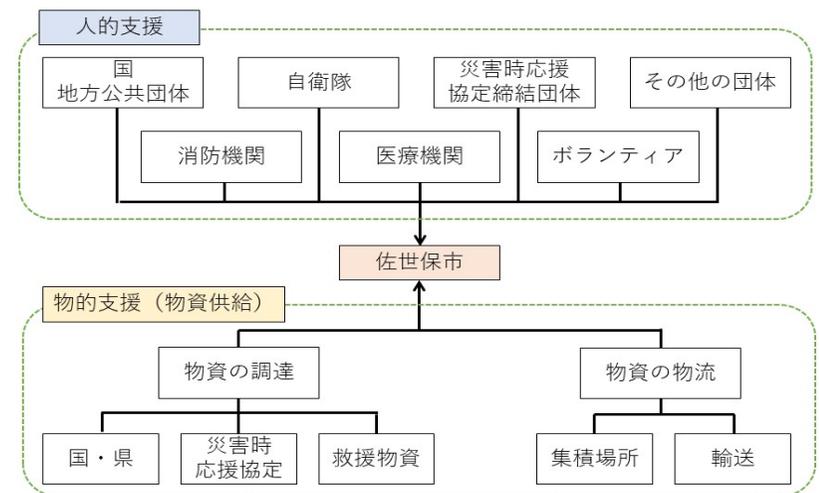
#### ○策定の目的

- 災害救助法が適用されるような大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生するとともに、継続すべき通常業務に対応しなければならない一方で、庁舎の被害や職員の被災など、行政機能が大幅に低下する事態が十分想定される。
- 支援を要する業務や受入れ体制などを事前に具体的に定めておくことによって、被災による市自らの行政機能だけでは対応できない事態に対し、他の自治体や関係機関、民間事業者、NPO、ボランティアなど多方面からの支援を最大限に活かすことにより、効果的な災害応急対策の実施と迅速かつ効率的な被災者支援の実現を目指す。



#### ○受援計画の対象とする支援の範囲

- 災害発生時に行われる外部からの人的、物的支援を対象とし、その範囲は右図のとおり想定。





# 佐世保市業務継続計画・受援計画（素案）

## 第2章 受援計画

《項目》

《主な記載事項》

### ○本市の受援体制

#### (1) 受援を担当する組織・担当者の設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、本部対策部及び応援受入れ各課に、次のとおり、受援を担当する組織及び担当者を設置。

##### ① 本部対策部

本部対策部内に受援に関する全体調整を担当する「受援調整班」を設置することとし、その構成は以下のとおり。

また、ボランティア（福祉活動）及び物資に関しては、市民生活対策部及び保健福祉対策部が受援調整班からの要請を受けて応援団体等と調整を行う。

ただし、交通の途絶、被災などにより、班長、副班長の参集が困難な場合は、次席の職員がその役割を担う。

（受援調整班）	
班長	: 総務対策部（職員班）班長（職員課長）、副班長（行財政改革推進局次長）
副班長	: 本部対策部（本部対策班）班長（防災危機管理局主幹） （災害対策本部との連絡調整）
受援担当	: 総務対策部（職員班） （災害時の規模で判断するが、必要人数は最低2名とする）
ボランティア担当	: 市民生活対策部（ボランティア班）、保健福祉対策部（ボランティア班） （必要人数は最低1名とする）
応援物資担当	: 市民生活対策部（食糧及び物資配給班） （必要人数は最低1名とする）

##### ② 応援受入れ各課

応援を受け入れる各課に、受援業務責任者及び受援担当者を置く。

###### ア 受援業務責任者

応援団体等から派遣される行政職員や民間企業従業員に対して、業務に関する指揮命令を行う。

###### イ 受援担当者

応援職員等の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う。

# 佐世保市業務継続計画・受援計画（素案）

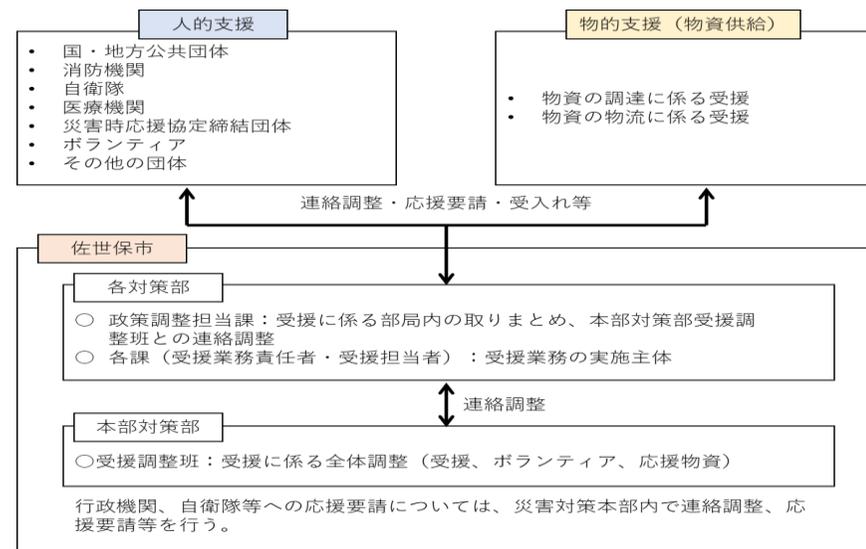
## 第2章 受援計画

《項目》

《主な記載事項》

### ○本市の受援体制（つづき）

- (2) 人的支援の受入れ  
総務対策部（職員班）が、行政機関、協定団体等からの人的支援（ボランティアを除く）について担当。
- (3) 物的支援（物資供給）の受入れ  
市民生活対策部（食糧及び物資配給班）が農林水産対策部（農業畜産班）及び財務対策部（物資調達班）と連携し、物資支援の受入れ及び供給を担当。
- (4) 災害ボランティアの受入れ  
市民生活対策部（ボランティア班）又は保健福祉対策部（ボランティア班）が、ボランティアセンター（社会福祉協議会）への要請及び受入れを担当。



受援体制の概要図

### ○受援対象業務

- 業務継続計画で定めた非常時優先業務の中で、各部局の人員状況や他自治体の災害状況等を勘案して、受援対象として考えられる151業務を選定。  
(応急対策466業務 → 151業務選定)
- 選定に際しては、国が示している受援対象業務を基本的枠組みとして考慮。
- 受援対象業務の主な類型

- |             |                   |                        |
|-------------|-------------------|------------------------|
| ➤ 災害マネジメント  | ➤ 罹災証明書の交付        | ➤ 応急給水活動、水道・下水道施設応急復旧  |
| ➤ 避難所運営     | ➤ 遺体の安置・火葬        | ➤ 道路・河川等のインフラ設備応急復旧    |
| ➤ 災害廃棄物の処理  | ➤ 支援物資            | ➤ 被災文教施設・建築物・宅地応急危険度判定 |
| ➤ 住家の被害認定調査 | ➤ 被災者支援、健康相談、保健指導 |                        |